

感染症の発生及びまん延防止に関する指針

社会福祉法人安中市社会福祉協議会
【居宅介護支援事業・訪問介護事業・居宅介護事業】
安中市社会福祉協議会

1. 感染症の発生及びまん延防止に関する考え方

事務所内及び利用者の居住地において、感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症の発生及びまん延防止のための指針を定め、生活者の安全確保に取り組みます。

2. 体制

(1) 感染症対策委員会の設置

①目的

事務所内及び利用者の居住地において感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する「感染症対策委員会」を設置する。

②感染症対策委員会の構成

感染症対策委員会は、次に掲げる者で構成します。

※委員長・副委員長を一名ずつ選出します。

- ア 事務局長、総務支援課長、地域福祉課長、松井田支所 支所長より一名以上
- イ 居宅介護支援事業 管理者
- ウ 訪問介護事業 管理者
- エ 事務局職員
- オ その他必要と認める者

③感染症対策委員会の主な役割

感染症対策委員会は定期的（6 ヶ月に1回）に開催する他、必要に応じて開催します。感染症の予防、感染症発生時の対応の他、次に掲げる事項について役割を果たします。

- ア 感染症対策の立案
- イ 指針・マニュアル等の作成
- ウ 感染対策に関する、職員研修の企画及び実施
- エ 利用者の感染症の既往の把握
- オ 利用者・職員の健康状態の把握
- カ 感染症発生時の対応と報告
- キ 感染症対策実施状況の把握と評価

(2) 職員研修の実施

職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの施行を目的とした「感染症の発生及びまん延防止のための研修」を感染症対策委員会の企画により以下の通り実施します。

① 新規採用者に対する研修

新任研修において感染対策の基礎に関する教育を行います。

② 定期的研修及びシミュレーション

感染対策に関する定期的な研修及びシミュレーションを年1回（1回以上）実施します。

③ 外部研修の参加

外部で研修されている研修会へ積極的に参加します。

3. 平常時の衛生管理

事務所内の環境整備、衛生管理について以下の事項を徹底します。

(1) 日ごろより整理整頓を心掛け、定期的に換気、清掃・消毒を行います。

(2) 使用した雑巾やモップは、こまめに洗浄、乾燥します。

(3) 来客者が使用した椅子やテーブルは、手袋を着用し、0.5%の次亜塩素酸ナトリウム（ハイター等）で清拭後、湿式清掃して乾燥します。またはアルコール消毒液を使用します。

4. 訪問先での感染対策

利用者宅を訪問する際の感染対策として、以下の事項について徹底します。

(1) 訪問前後にうがい、手洗い、手指消毒を行います。

(2) 訪問宅の衛生管理状況を把握し、必要に応じて助言を行います。

(3) 利用者の顔色等、体調の変化に留意して対応します。

5. 感染症発生時の対応

(1) 感染症発生時の把握

感染症が発生した場合やそれが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従い報告します。

① 職員の感染症を疑ったときは、速やかに管理者に報告し、利用者と職員の症状の有無、濃厚接触者の状況把握に努めます。

② 管理者は、感染症の発生について職員から報告を受けた場合、他の職員に必要な指示を行います。

(2) 感染拡大の防止

職員は感染症が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、感染拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応します。

- ① 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払います。
- ② 感染者または感染が疑われる利用者の自宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用します。また、訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、持参したアルコール消毒液で手指消毒を行います。
- ③ 市役所や保健所の指示・協力を仰ぎ、必要に応じ事務所内の消毒を行います。
- ④ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの利用について協議します。
- ⑤ マニュアル（社協独自のマニュアルができるまで厚労省のマニュアルを参考）に従い個別の感染対策を行います。

(3) 関係機関との連携

感染症が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど緊密に連携をとります。

- ・ 行政
- ・ 保健所

また、必要に応じて次のような情報提供も行います。

- ・ 職員への周知
- ・ 利用者、家族等への情報提供と状況の説明

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者又はその家族等が閲覧できるよう介護事業所内に備え置くとともに、法人のホームページに掲載します。

7. その他

(1) 利用予定者の感染症について

事業所は、一定の場合を除き、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しません。

(2) 指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル等は感染症対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正を行います。

附則

この指針は令和4年4月1日より施行する。

この指針は令和7年4月1日より施行する。

この指針は令和8年4月1日より施行する。